

令和 7 年度 宇和島市国民健康保険運営協議会

会 議 資 料

日 時：令和 7 年 6 月 2 6 日（木） 1 5 時 0 0 分～

場 所：宇和島市役所本庁舎 6 階 6 0 2 会議室



保健福祉部 保険健康課

■令和7年度 宇和島市国民健康保険運営協議会

1. 日 時 令和7年6月26日（木）15時00分から

2. 場 所 本庁6階 602会議室

3. 次 第

○開会

○会長あいさつ

○市長あいさつ

○委員紹介

○議事録署名人指名

○議 事

・議題1 令和6年度国民健康保険特別会計決算状況（報告）

（1）国民健康保険（事業勘定）特別会計

（2）国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計

・議題2 令和7年度国民健康保険料率（諮問）

・議題3 直営診療施設の今後のあり方について（報告）

・議題4 特定健康診査等の状況（報告）

・その他

○閉会

4. 出席者

○被保険者代表

朽木 正尚、辻 珠代、薬師寺 節、山田 隆

○保険医等代表

竹田 一彦、渡部 昌平、井上 貴博

○公益代表

宮本 直明、若宮 里美、廣瀬 孝子、吉岡 清美

○被用者保険等保険者代表

田中 康浩

○事務局

市民環境部長、税務課長、保健福祉部長、保険健康課長ほか

5. 議長

宮本 直明

6. 議事録署名人

若宮 里美、山田 隆

1. 開 会

(司会)

開会に先立ちまして、本日の会議についてご説明いたします。

会議では、議事録の作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

また、委員の皆様がご発言される際はお手数ですが、ご発言ごとに、お名前を名乗っていただき、ご発言くださいますようお願いいたします。

なお、本日の議事録は後日、市のホームページに掲載される予定ですが、公開の際は、委員のどなたが発言されたかは伏せた状態となりますことを申し添えます。

また、お持ちいただいた資料について、1カ所訂正がございます。4ページ中央の「出産育児一時金及び葬祭費支給件数の推移」のグラフが、茶色が出産育児一時金、青が葬祭費となっておりますが、正しくは茶色が葬祭費、青が出産育児一時金です。修正をお願いします。

それでは定刻となりましたので、ただいまから「令和7年度宇和島市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

はじめに、本会の成立についてご報告いたします。

委員定数14名のうち、本日は12名の委員にご出席いただいております、委員定数の2分の1以上を満たしております。

また、宇和島市国民健康保険条例第2条各号で規定されている委員につきましても、それぞれ1名以上のご出席をいただいております。

従いまして、宇和島市国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の規定に基づき、本会議の成立をご報告いたします。

開催にあたりまして、宮本会長よりご挨拶をいただきたいと思います。宮本会長、よろしくお願いいたします。

2. 会長あいさつ

皆さん、どうも今日は大変蒸し暑い中でありがとうございます。

公益代表ということで、毎回ここに座らせてもらって、非常に恐縮でございます。会長の宮本でございます。

宇和島市の健康を担うといえますか、やはり人間にとって健康というのが一番大事だと思うんですけど、健康保険運営協議会というのがこの会議の名称でございます、協議会委員の皆様におかれましては、大変私お忙しい中をご出席ありがとうございます。

さて、本協議会は国民健康保険の規定に基づきまして、宇和島市の国保事業の運営に関する重要な事業を審議するために設置されているものでございます。

本日の会議では、昨年の令和6年度決算と本年度7年度の保険料率の審議といった特に重要な会議でございます。

この後、皆様方におかれましては、事務局からの報告をもとに活発なご意見をいただきまして、簡単ではありますが挨拶いたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして岡原市長よりご挨拶を申し上げます。

3. 市長あいさつ

改めまして皆さんこんにちは。

本日、雨は止んでいるところですが、非常に湿度の高い中わざわざお越しくださいまして本当にありがとうございます。

また平素より皆様方におかれましては、国保の運営のみならず宇和島市政各般にわたり、ご理解をいただき、様々な形でお力添えいただいていることを、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて令和7年がスタートして半年が経過しようとしているところでございます。今ほど天候のことに触れましたけれども、今日以降はどうやら雨は当分降らない、つまり梅雨明けではないかとさえ言われております。自然の恵みとしての雨が全くないことで、昨年のカメムシの大量発生から、柑橘畑もこの高温化により玉落ちが止まらないと言われております。晴天と雨の繰り返しが非常に多くて曇天が続く状況が、みかんにとっては一番よくないと言われております。また田んぼの水は温度計をあてると大体45度ぐらいですから今新鮮な水を通していているという、こういった状況の中で、ますます地球の気候変動を感じております。

このような中宇和島の人口構成の方に目を向けますと、41.4%が65歳以上のご高齢の皆様方であり、我々の町を支えていただいた方が色々な生きがいを求めた取り組みをされております。一方でそれを支える若い方々が、どんどん減っている状況でございますので、保険料におきまして非常に財政的には厳しくなりつつある現実があります。

こうした将来に備えて、事務の標準化であるとか県内保険料統一化であるとか、色んなことがこれから劇的に行われていく時に皆様方から様々なご意見をいただき、より良い方向性を見出していく、このことがまず我々の課題であろうと思っております。

忌憚のないご意見をいただき、未来に向けてしっかり歩んで行くきっかけになればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

いつもありがとうございます。

(司会)

恐れ入りますが岡原市長は、他の公務のためここで退席させていただきます。

それでは、会議資料の最後のページをご覧ください。委員名簿のページでございます。本日の会議から1名、新しく委員にご就任いただきましたのでご紹介させていただきます。

被保険者代表委員であった岡崎八重子委員に代わり、薬師寺節委員にご就任いただきました。薬師寺委員、自己紹介を兼ねて一言いただけないでしょうか。

(委員)

三間地区から委員にならせていただきました薬師寺です。

何もわかりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして事務局をご紹介します。

向かって一番右側からご紹介させていただきます。

市民環境部長の平田幸です。

税務課長の谷村國光です。

保健福祉部長の横山泰司です。

保険健康課長の山本弥生です。

保険健康課課長補佐の清家さゆりです。

同じく保険健康課保険企画係長の松浦貴行です。

同じく成人保険係長の節安美孝です。

同じく保険業務係長の堀田尚代です。

同じく保険業務係職員の二宮理央です。

私は保険健康課課長補佐の中本と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議会規則第5条により、ここからの進行は議長となる宮本会長にお願いいたします。

4. 議事録署名人指名

(議長)

それではまず議事に移ります前に、協議会規則第8条の規定によりまして、議事録署名人を指名させていただきたいと思います。

本日の議事録署名人は若宮委員と山田委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

5. 議事

(議長)

それでは議事に移っていくわけですが、お手元の会議資料に沿いまして進行させていただきたいと思います。

議題1、令和6年度の国民健康保険特別会計決算状況について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

保険業務係の堀田と申します。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

資料2ページから3ページ前半にかけて説明いたします。

①令和6年度決算の概要（前年度決算と比較）についてです。

まず歳入についてですが、保険料は16億7,488万3千円。被保険者数の減少にも関わらず前年度と比較して、600万円程の増額となっています。原因としましては、被保険者の所

得が増加したことが挙げられます。

県支出金が 61 億 9,980 万 4 千円。前年度と比較して 3 億 6,398 万 8 千円の減額となっています。

県支出金とは県からの補助金で、普通交付金と特別交付金の 2 種類あり、それらの用語説明を 6 ページに載せています。

普通交付金とは市が行った、出産育児一時金と葬祭費を除く、保険給付の実情に応じて、そのほぼ同額が交付されるものです。そして特別交付金とは、画一的な測定方法では措置できない災害、流行病などの特殊事情を考慮して、財政面の不均衡を調整するための交付金であり、特定健診等に関する負担金や、保険者努力支援制度に係る交付金も、この交付金で交付されます。

歳入の県支出金のうち普通交付金が、歳出にある保険給付費の 60 億 1,257 万 2 千円に対応した収入となります。

令和 6 年度の歳入額の合計は、92 億 3,408 万 6 千円となっています。

次に、歳出についてですが、保険給付費は 60 億 1,257 万 2 千円。前年度と比較して、3 億 8,665 万 7 千円の減額。愛媛県へ支払う国民健康保険事業費納付金は 23 億 8,866 万 2 千円。前年度と比較して、1 億 4,758 万 5 千円の減額となっています。

令和 6 年度の歳出額の合計は、87 億 4,663 万 4 千円です。

歳入額 92 億 3,408 万 6 千円から歳出額 87 億 4,663 万 4 千円を差し引いた形式収支額は、4 億 8,745 万 2 千円の黒字。

そこから、前年度繰越金 5 億 1,497 万 7 千円を差し引いた単年度収支額は 2,752 万 4 千円の赤字となっています。

また、財政調整基金残高が、令和 7 年 3 月末現在、7 億 9,435 万 4,414 円となっております。

形式収支 4 億 8,745 万 2 千円が余裕資金である剰余金となり、基金残高の 7 億 9,435 万 4,414 円と合わせると、約 12 億 8,180 万 4 千円の資金残高があるということになります。

令和 6 年度決算の概要としましては、前年度と比べて、歳入、歳出ともに減額となっていて、結果的に歳入のほうが歳出よりも減額幅が 2,700 万円ほど大きかったといえます。

資料 3 ページの下段から 5 ページ前半についてご説明します。

②保険給付費等の状況についてですが、令和 6 年度の保険給付費は、令和 5 年度と比較すると、約 3 億 8,666 万円の減額となりました。

被保険者数が減少していく一方で、1 人あたり保険給付費が令和 5 年度まで年々増加し、令和 6 年度は前年度並みを維持しています。

3 ページ下の表「保険給付費の状況」から 4 ページ上のグラフ「保険給付の推移」で見ますと、「1 人当たり給付費」は、令和 2 年度、30 万 2 千円から、令和 5 年度と 6 年度は 34 万 5 千円に上がってきており、65 歳から 74 歳までの方の給付費も全体の 61%を超えております。

4 ページ中段をご覧ください。

冒頭に説明があったとおり、グラフの茶色と青の色が逆になっておりますので申し訳ありませんが修正をお願いします。

「出産育児一時金」と「葬祭費」の件数の推移を表にしていますが、令和6年度「出産育児一時金」が33件、「葬祭費」が131件となっています。

国保の被保険者数については、出生による加入に対して、その4倍近い方が死亡により資格喪失されているということが見て取れます。

次に4ページの下段から5ページ前半にかけての、「被保険者数及び世帯数の推移」にありますとおり、被保険者数が令和2年度、21,637人から、令和6年度は17,361人に減ってきています。令和4年度から被保険者数が毎年1200人弱ほど減ってきていて、65歳から74歳までの方の割合はR3年度4年度に48%あったものがわずかですが低下し、令和6年度には47.3%となっています。

資料5ページ後半をご覧ください。

③保険料収入、収納率（現年度分）の状況につきまして、保険料収入は、前年度と比較し約600万円の増額となっています。令和6年度の現年度分の収納率は95.93%で、R5年度から0.20%低下しています。先ほど説明したとおり被保険者数が減少し、料率を据置いているにもかかわらず保険料収入が前年度よりもやや高い結果となっており、被保険者の所得が増加したことが分かります。

資料6ページ、7ページは用語解説となっております。

（1）国民健康保険、事業勘定、特別会計決算状況についての説明は以上です。よろしくお願いします。

（事務局）

続きまして、保険企画係の松浦です。

直営診療施設勘定についてご説明させていただきます。

それでは、会議資料の8ページをご覧ください。

宇和島市は国保直営診療所として、8カ所の診療所・出張所の運営をしています。

令和6年度決算の概要についてご説明いたします。

事業費の総額は、1億7,609万1千円でございます。

歳入の主な内訳としては、診察による収入が4,551万1千円、一般会計及び事業勘定からの繰入金、1億2,890万2千円となっております。繰入金が総事業費の約73%を超える割合を占めていることから、一般の医療機関の参入が難しい地域であると言えます。

歳出の主な内訳としては、人件費等の総務費が1億5,121万4千円、薬剤等の医業費が2,378万8千円となっております。

歳入につきまして、各診療所とも延べ患者数が減少した結果、診察収入が減少しております。令和5年の延べ患者数が6,561名に対して、令和6年度が5,864名となっており、697名の減少となっております。

歳出につきましては、新たに正規雇用の看護師3名を配置できたことにより、人件費があります総務費が増加しております。また、医業費の内訳にあります医療用機械器具費につきましては164万円ほど増額していますが、これは蔭淵診療所の心電計と嘉島診療所の滅菌機等を買換えたためでございます。

以上のことから、決算の規模は前年から、約841万9千円増加し、1億7,609万1千円と

なりました。

直営診療施設勘定の決算状況につきましては、以上でございます。

(議長)

はい。ありがとうございます。

では、事前に送ってはもらっていたんですが、今事務局からご説明いただきました件につきまして、冒頭に事務局からありましたように、挙手にて委員の名前をおっしゃっていただいてご質問いただいたらと思います。

こういう状況だということなんですが、基金自体がまだ結構あるから直ちに我々の市民生活にそれほど影響は及ぼさないというふうに考えてよろしいですか。

(事務局)

はい。

(委員)

先ほど市長の話にもあったんですけど、60 歳以上が 40%で高齢化率が高くなってるのは分かるんですけど、平均年齢はどんなものですか。

(事務局)

平均年齢は、令和 7 年度 3 月末時点の被保険者数で 55 歳になります。

(委員)

これは毎年上がっていますか。

(事務局)

一昨年度、昨年度などは団塊の世代で後期高齢者に移行する方が多かったので、おそらく近年平均年齢は若干下がってる可能性があると思います。

(委員)

4 ページの出産育児一時金の金額は。

(事務局)

産科医療保障制度に加入している医院で出産された方については 1 件につき 50 万円です。

(委員)

50 万が出産育児一時金。葬祭費は。

(事務局)

葬祭費は 1 件 2 万円です。

(議長)

ご質問ないようでしたら続きまして、議題 2 の方に移っていきたいと思います。

令和 7 年度、健康保険料率の案ですが、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料 9 ページをご覧ください。

令和 7 年度国民健康保険料率案につきまして、説明をさせていただきます。

令和 5 年度に、被保険者一人当たりに係る保険料の均等割について 2 千円の引き下げを行いました。

今後も被保険者数の減少や高齢化による一人当たりの医療費の増加や、愛媛県への国民健康保険事業納付金の増加が予想され、令和 6 年度決算はやや改善したものの単年度収支としては赤字であり、厳しい財政状況が続いています。

しかしながら令和 7 年度は愛媛県への納付金が低めに抑えられたこと、また、保険料の基礎となる被保険者の所得水準も昨年度に引き続き堅調とみられることから、単年度収支の黒字を見込んでおります。また、繰越金については近年の単年度収支赤字の影響により減少してはいるものの、財政調整基金と合わせると 12 億 8 千万円あり、昨年度の料率を維持することは可能な状況と考えております。

そのため、令和 7 年度は料率据置きとし、安定的な国保運営に備えることとします。

11 ページから、14 ページまでは「国民健康保険料（税）率等の状況」として、県内 11 市の保険料率の内訳、料率の改定状況を掲載していますので、ご覧いただければと思います。

10 ページをご覧ください。

次に令和 7 年度決算見込について、説明いたします。

歳入としては、昨年度の料率を維持した場合、保険料収入 16 億 3 千万円を見込み、令和 6 年度より保険料収入 4,600 万円の減額を見込んでいます。

歳出としては、保険給付費 58 億 8 千万円を見込み、被保険者数が減少する（▲3.5%）一方で、一人当たりの保険給付費が増加する（+2.0%）と見込んでいます。

これらを基に算出した令和 7 年度における形式収支見込額は、6 億 2 千万円の黒字、単年度収支（形式収支から前年度繰越金を引いた額）は約 1 億 4 千万円の黒字と見込んでいます。

令和 7 年度国民健康保険料率（案）についての説明は以上です。

どうぞよろしくお願いします。

(議長)

今ほどご説明をいただきました令和 7 年度の国民健康保険料率案については、諮問が行われておりますので、この会におきまして、本案に審議を行って、市長に答申する必要がございます。

本案について、ご意見、ご質問がありましたら挙手のうえ発言をお願いいたします。

(委員)

10 ページの決算見込の分で、お 1 人あたりの保険料はどれくらいになるのでしょうか。

(事務局)

1 人あたりの保険料率は 9 万 6,635 円になります。

(委員)

9 ページの一番下の「各市町の医療費水準を反映させない算定方法へ移行していくことが示されています」と書いてあるんですけど、これはどういうことなのでしょうか。

(事務局)

愛媛県に支払っている納付金の計算をする時に、医療費指数の設定値というのがありまして、現行が $\alpha=1$ という指数で計算されています。この数字が段階的に引き下げられていて、令和 11 年度には $\alpha=0$ というのになると言われています。

宇和島市は医療費水準、つまり病院にかかっている金額が他の市町に比べて低いという特徴がありまして、 $\alpha=1$ の時はそれらの医療費水準の低さが 100%納付金の計算に反映されて、納付金が低く抑えられるというところがあったのですが、 $\alpha=0$ にされると医療費が低いというところが全く考慮されなくなるので納付金が高くなってしまうという計算になります。まだ具体的にいくら上がるかというところははっきりしていませんが、上がり幅が大きいところを激変緩和措置で少し低く抑えようというような方針もあるんですけども、それらも未定の状態なので、おそらく上がるだろう、ということで今は考えております。

(議長)

それではご質問ないようですので、市長から諮問されております、令和 7 年度の国民健康保険料率案の採択について決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(各委員)

～挙手～

(議長)

ありがとうございます。

挙手多数ということで、市長に答申を出すことといたします。

それでは、議題 3 の方に進みたいと思います。直営診療施設の今後のあり方について説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

15 ページをご覧ください。

直営診療施設の今後のあり方につきましては、令和 7 年度から、第 2 次行政経営改革プラン及びアクションプランがスタートし、令和 9 年度までの長期財政計画と併せて、診療所におきましても、会計の健全化と、地域全体を考えたあり方の検討が求められていますが、へ

き地、特に島しょ部に住む市民の健康と安心を提供することも踏まえ、慎重に考えていく必要があります。

また、前回の運営協議会でもご報告をさせていただいたとおり、現在2名の医師により6箇所の診療所及び2箇所の出張所を運営しております。

診察日時を調整し、週に1回以上は診察時間を設けておりますが、ご利用いただく皆様には大変ご不便をおかけしております。後任の医師につきましては現在各種広報手段で募集を行い、早期に医師の増員を目指すとともに、診療所間の情報共有や業務効率化を図り体制強化を行っているところです。

直営診療施設の説明は以上です。よろしくお願いします。

(議長)

ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いします。

(委員)

15 ページの下の診療所の建築年月日について、遊子だったら築52年ぐらいですよ。下波、蔣渕も40何年立ってるんですけど、耐震とかはどうなってるんですか。

(事務局)

耐震の基準が53年以降は、新耐震基準ということで問題ないんですけど、遊子の診療所は48年なので、これは耐震がひっかかっているところであります。

先ほど言ったように今後のあり方を検討しながら、耐震の整備を図っていく必要があると考えています。

(委員)

早急に図った方がいいんじゃないかなと思います。

(議長)

ここは報告事項ですので、以上とさせていただきたいと思います。

次に議題4の方に移っていきたいと思います。特定健康診査等のいわゆる特定健診ですが、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

Ⅳ、特定健康診査等の令和6年度の実績と令和7年度の計画についてご報告致します。

まず、(1) 特定健康診査についてです。

特定健診は、40から74歳の国保の方を対象に、集団と医療機関での健診方法で実施しており、受診率の目標は60%です。健診の受診率が向上することで、メタボ該当者、重症化予防対象者を発見し、生活習慣の見直し、早期受診による重症化を防ぎます。

令和6年度の実績は、6月速報値で、38.4%と前年度の同時期(36.3%)と比較すると2.1%

上昇し、県下 11 市中、2 位の受診率となっております。上昇した理由として、例年行っている受診勧奨に加え、⑪番の昨年度、Web で予約された方で、当年度、まだ未予約の方へメールや電話での受診勧奨を行ったことや、周辺地域の遊子地区や九島地区、旧吉田町の奥南地区などを保健師による訪問で受診勧奨を行った結果、継続受診者を獲得し、受診率向上につながったと考えます。

今年度の受診率向上の新たな取組みとして、お手元に配布しました健診日程折込チラシのデザインを変更し、予約方法から健診当日までの流れ、健診内容などわかりやすいものとなりました。ICT を活用した勧奨通知など、単年受診で終わらぬよう継続した受診へつなぎ、受診率向上へ取り組んでまいります。

次に、17 ページ、(2) 特定保健指導についてです。

特定保健指導は、特定健診の結果から、肥満傾向に加え、生活習慣病の発症リスクが高い者に対し、概ね 3 か月間かけて個別指導を行うもので、実施率目標は 60%です。実施率が向上することで、生活習慣の見直し、改善を図り、メタボ該当者、重症化予防対象者の減少を目指します。

令和 6 年度の実績は、暫定ではありますが初回面接の利用率は 36.6%となっており、昨年度と比較し 9.5%上昇しました。回復した理由として、保健指導を行う保健師、管理栄養士が、⑤の健診当日の分割特保を実施した積極的支援対象者に対し、訪問等にて勧奨を行った結果、受講につながったと考えます。

今年度は、成人保健係の重点取組み施策として特定保健指導の実施率向上を掲げています。特に、④健診当日の分割特保の日程を 41 か所から 48 か所へ拡大し、受講者の獲得に努めます。

次に、18 ページ、(3) 重症化予防についてです。

目標として、脳血管疾患、虚血性疾患、糖尿病性腎症の発症を予防するために高血圧、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム等の対象者を減らす、をあげています。評価については、令和 4 年度の健診結果や医療費を基準値とし、令和 8 年度に中間評価を行います。

今年度の新たな取組みは、医師との連携の 2 ア)、医科歯科事業連携の実施方法として、特定健診結果より、事業対象者である糖尿病治療中かつ HbA1c7.0 以上の方を抽出し、歯周病による糖尿病の悪化を防ぐための啓発を行います。特に HbA1c8.0 以上の方は、訪問にて説明し周知していきます。

19 ページをご覧ください。

市の健康課題である高血圧対策の取組みです。

乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに沿った高血圧対策を実施しています。特に、市内でも高血圧者の割合が高い、津島地区をモデル地域として令和 5 年度から、3 か年計画で取り組んでいる事業を青字で示しています。

内容としては、学童・思春期の欄にある、津島地区の小学 5 年生への高血圧予防出前講座や、青年期以降の「訪問」の欄にある、昨年度、血圧Ⅲ度の方に対する食に関するアンケート調査、また、下記の「減塩」の欄にある津島地区のイベント等で血圧測定や血圧記録手帳の配布、かつ食生活推進協議会と連携し、減塩商品の啓発を実施しています。今後、評価を

行い、全市への取組みを計画します。

さらに、全市への新たな取組みとして、「乳幼児期」の欄にある、子育て講座において 20 歳から 30 歳代の若年層をターゲットに高血圧の病態、減塩、バランスのとれた食事等について健康教育を行います。

また、普及啓発として、写真にあります、高血圧の啓発用ミニのぼりを循環器内科の医療機関窓口や一部の公民館等に設置し高血圧予防の啓発を行っております。

今年度もハイリスク者への支援、ポピュレーションアプローチを積極的に実施してまいります。以上で報告を終わります。

(議長)

ただいま事務局から、説明がございましたけれどもどうですか。

(委員)

18 ページのところで、受診勧奨及び保健指導のこの⑤番ですね。健康運動指導士と協働した実践的指導申し込み 2 名ですよね。今年もやるんですか。

(事務局)

します。これがフィットネスジムの分が特定保健指導と重症化予防対象者に 2 つに分かれてまして、重症化予防対象者に対しては申し込み 2 人なんですが、特定保健指導に対しては 15 名おまして、合計 17 名の申し込みがあります。今年度もこの事業は実施していくことになっています。

(委員)

これフィットネスジムを宇和島で何か所かあって、そこでやっていくイメージですか。

(事務局)

そうです。現在 2 ヶ所が実施しています。

(委員)

高齢者福祉課が実施している生き生き教室と提携してやるっていうのはだめなんですか。高齢者福祉課と横のつながりをもって、もっと効率的にやれるんじゃないかなと思うんですけど。

(事務局)

高齢者福祉課が実施している生き生き教室は、経年で続けて参加できるもの。今回、保険健康課が実施している健康運動指導士さんと連携したフィットネスジム特定保健指導は短期集中型で、健診結果で必要な方がおられたら 3 ヶ月間集中的にやってもらって、その結果で評価をするというやり方です。その 3 ヶ月終わった後、委員が言われたような所につないでいくというような話もできようかと思っております。

(委員)

これは病気がある人がした方がいいんですか。

(事務局)

この該当者は特定保健指導に該当した方と重症化予防対象者で医師から運動指示があった方に対してご案内している事業で対象者が決まっています。

(議長)

誰でも彼でもそこに行ってやるわけにはいかない。

(事務局)

意識の高い方は自分で行かれていると思っています。これをきっかけに運動についても意識を高めてもらう、というところも目的のひとつになっています。

(議長)

その医師が書いていくというのは、ジムの費用が軽減されとかあるのか。

(事務局)

自己負担は、会場使用料1ヶ月ワンコイン500円です。

(委員)

これは内臓的なものですか、整形外科的なものですか。

高血圧とかの人が対象か、それとも膝が動きにくいとかいう整形外科的な人が対象か。

(事務局)

これは生活習慣病になります。

(議長)

この議題は報告事項でありますので、事務局におかれましては、委員の意見を踏まえながら引き続き、受診率の向上に努めていただきたいと思います。

次の議題に移ります。

その他のところですが、健康保険証の利用終了。皆さんニュースでも聞いておりますでしょうけど健康保険証が終了します。及び、保険料算定時の資産割廃止ということについて事務局より説明をしてください。お願いします。

(事務局)

資料の20ページをご覧ください。

健康保険証の発行終了については去年の運営協議会でもお知らせしましたが、利用の終了

についても日付が迫ってまいりましたので、再度こちらで確認させていただければと思います。

今後の予定についてですが、まず今年の8月1日に健康保険証などの定期更新を行います。現在は最長で今年の7月31日までの健康保険証を発行しています。

7月下旬に世帯主宛てに一人1通ずつ「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」また滞納状況によっては「資格確認書（特別療養費）」のいずれかを送付します。

マイナ保険証の利用についてですが、令和6年12月2日よりマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

左上に厚生労働省と書いてあるチラシ「宇和島市国民健康保険にご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は2025年7月31日に満了となります。」をご覧ください。

マイナ保険証をお持ちの方には真ん中左側の「資格情報のお知らせ」が届きます。マイナ保険証をお持ちでない方には下側の「資格確認書」が届きます。

裏面もご覧ください。これまで健康保険証で受診していた方もマイナ保険証を持っている方には医療機関、薬局等で使っていただき、持っていない方には「資格確認書」でこれまでどおり受診していただける仕組みになっています。

マイナ保険証を持っているけれどもご高齢や障害をお持ちなどの理由で利用が難しい要配慮者には、市役所や各支所の窓口で申請することにより、マイナ保険証の登録を解除せず資格確認書を発行することが可能です。

積極的にマイナ保険証を使っていただければようご協力をお願いします。

また、参考として今年4月分のマイナ保険証の利用率は、宇和島市37.2%、全国平均33.93%となっております。これらはオンライン資格確認利用人数を外来レセプト件数で割ったものです。一方全国平均は、被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療も含んだ全体での利用率となっております。

次に2番目の、保険料算定時の資産割廃止についてです。

愛媛県国民健康保険運営方針に基づき、令和15年に愛媛県下統一保険料となる予定です。横向きのチラシ「保険料水準の統一に向けたロードマップ」をご覧ください。このロードマップによると、令和12年度から「算定方式の統一」が図られます。

県内市町の保険料または保険税の算定方式は所得に応じた「所得割」、固定資産税に応じた「資産割」、人数ごとの「均等割」、世帯ごとの「平等割」で構成される4方式、またはこの4方式から「資産割」を除いた3方式のいずれかを採用しています。

この中で当市を含む4方式を採用している市町は、令和11年度までに「資産割」を廃止することが求められています。当市では早ければ令和8年度から「資産割」を廃止することを検討しています。

来年に廃止する場合は来年3月の定例の運営協議会とは別に、本年中に、もしくは来年早々に臨時の運営協議会を開催し、「資産割」廃止の方針についてご審議いただくこととなります。

報告は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

（議長）

2点報告がございまして、ご存じのようにマイナー本化ということでやってるんですけど、それに代わるものとして資格確認書とかそういうものを発行すると。

(委員)

今マイナンバーカードを取得してる宇和島市民は何%ぐらいおられるんですか。

(事務局)

78.8%です。

(委員)

37%ですよ。これって、多いんですかね。マイナンバーを保険証として使う人。あと63%ぐらいは保険証を出してるということなんですか。

(事務局)

やはりみなさんまだ保険証をメインでお使いになられるので、今の保険証がある限りはマイナ保険証を持ち歩かずに、保険証を出す方が圧倒的に多いんだと思います。

(委員)

それは理由としては、マイナンバーは落とすと怖いからですか。

(事務局)

保険証があればそれで足りるし、まだみなさん持ち歩く習慣がないのではと思います。

(委員)

でも保険証がなくなって、保険証の代わりにする資格確認書というのを届けるんですよ。そしたらみんなやっぱりこっちを持っていくんじゃないですか。そしたら資格確認書を取り上げないとマイナンバーにしないで、ずっとマイナ保険証の方に変わらないんじゃないですかね。

(委員)

保険組合ではマイナンバーの取得率とか利用率を厳しく厚労省に指摘されて、高齢者納付金の算定基準の計算項目に挙げられたりして、もうマイナンバーカード一色で進めている中で、国民健康保険等がその動きに逆行するようなことをされると、マイナ保険証の利用DXを推進するのにものすごく障壁になると思うんです。

その中で、発行してる人には出さないんですよ。

(事務局)

出さないです。

(委員)

安心しました。ということで、73%の方はすでに登録されている。

(事務局)

はい。資格確認書を送る方は保険証よりは格段に少ないです。

(委員)

今度アプリに入るようになりますよね、あれいつぐらいから。

(委員)

それはもうすぐ。保険証として使えるのは病院の方の対応が必要。

そういうデメリットもあるんですけど、被保険者さんにもう9割方の人登録していただいているので、残り1割の人にどうやってアプローチしていくかということなんですね、

近々で言えばマイナ救急ご存じですかね。救急車に乗ったときにマイナ保険証持っていたら、救急の人がピッとしたらこの人がどういう病気なのか全部見れる。だからいちいち、例えばご主人が倒れて奥さんに、書類を持って薬何飲んでますかというのは聞かなくてもマイナ保険証で一気に見れる。これは今年全部の自治体で始まるようになってる。

(委員)

将来的に医療費の削減とかを進める意味で、DXはどうしてもしていけないいけないと思うので。

(議長)

それから資産割については、よその市町村がもう資産割をやめてるところも出てきた。

(事務局)

はい、徐々にやめ始めてます。

(委員)

資産持っていない人は増えるんですよ、保険料。緩和措置とかそういうのは考えてますか。

(事務局)

ロードマップの中に算定方式の統一ということで令和11年度までに資産割を廃止することが県内で決まっております。令和6年度時点で20市町のうち資産割があるところが12市町ございます。それぞれ廃止に向けて取り組んでいるんですが、宇和島市の場合は9ページの資料のところで、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの種類で保険料をいただいております。

その4つでもって医療費を賄うのに必要な保険料を確保するというので、所得割で45%、資産割で10%、均等割で30%、平等割で15%の割合で、条例では決まっております、保

険料をいただいております。資産割の 10%、固定資産税が全くかかってない方は、資産割がかかってないんですけど、その割合を変えていかななくてはいけないというところがございます。資産割を同じ応能分の所得割に 10%移すのであれば、全体の 55%は所得割から保険料をいただくことになる、所得のある方は保険料が高くなる。その割り振りをどうするか、慎重な検討をさせていただければと思っております。

具体的な案については次回開催する運営協議会の中で皆様にお示しをしたいと思います。

(議長)

足並みを揃えたいということでそこはご理解いただきまして。

一応全体の話は終わったんですが、これは報告事項ですので、以上とさせていただきます。ご意見がないようでしたら、私の方は終了いたします。

事務局の方にお返しをいたします。

6. 閉 会

(司会)

会長お疲れ様でした。

以上を持ちまして、宇和島市国民健康保険運営協議会を終了致します。委員の皆様におかれましては、長時間にわたってのご審議、誠にありがとうございました。

次回の運営協議会は来年の 3 月を予定しておりますが、本年の 12 月末をもちまして委員の皆様が一斉に任期満了になる予定でありますので、11 月頃になりましたら、事務局より文書でお知らせしたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本日保険料算定時の資産割廃止予定について報告をさせていただきましたが、このことに関して必要な審議があれば、運営協議会の臨時開催のお知らせなどもさせていただきます。その際はご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。